

瀬戸工科高校 生活のきまり

1 頭髪・服装

就職試験や入学試験の面接に耐えうる身だしなみを遵守し、授業や実習に支障のない髪型とする。

(1) 頭髪について

常に清潔感のある髪型とし、脱色・染色・パーマ等の特殊な加工をしない。

男子：目・耳・襟にかからない長さとする。

女子：肩より髪が長い場合は、束ねるなどして清楚な髪型に努める。束ねるものは、装飾のないヘアゴムとする。

禁止行為

- パーマ・脱色・染色 ○ヘアワックスなどによる技巧
- ライン加工 ○ 編み込み ○エクステの装着
- 襟足、もみあげなど極端に伸ばすまたは剃る
- 男子のヘアピン、ゴムひもの使用 そのほか、不自然とされる髪型は禁止

(2) 制服の着用について

本校指定の制服を下記の制服の早見表に従って正しく着用し、常に清潔で、瀬戸工科高校生として恥ずかしくない身だしなみを心掛ける。

<制服の早見表>

○・・・必ず着用 △・・・必要があれば着用可

	冬服	合服	夏服
ブレザー	○		
長袖シャツ 長袖ブラウス	○	○	
ネクタイ リボン	○	△	
半袖シャツ 半袖ブラウス			○
ベスト	△	△	△
セーター	△	△	△

ア アンダーシャツ等は、派手でないものを着用し、はみ出すような着用の仕方は認めない。

イ シャツ・ブラウスは、スラックス・スカートの中に納める。（スラックスはベルト、スカートはウエスト部分がみえること）

ウ 冬服には、校章を付ける。

エ ベルトは装飾がなく、色は黒・濃茶色が望ましい。スカートでの使用はしない。

オ スカート丈は過度に長くしたり、短くしたりしない。また、ハーフパンツ・ジャージ等、スカートの裾からはみ出し、外部から見えるような衣類の着用は禁止する。ウエスト部の巻き上げは禁止する。

カ 式典時の服装

式典（入学式、卒業式、始業式、終業式、周年行事等）においては次の表のとおりとする。

10月から5月	冬服
6月から9月	夏服（ベスト・セーターの着用不可）

キ 下校時、土日の部活動については、部活動で使用する服装での登下校を認める。

※ 期間については、気温・気象により変更することもある。（式典時の服装も同様とする。）

(3) 靴及び靴下について

就職、進学試験に適したものを心掛ける。ただし、レグウォーマー・ルーズソックス・ニーハイの着用は禁止する。

(4) 防寒具について

ブレザーの上に着用し、登下校時の着用を基本とする。

ア 上着類

ブレザーの上に着用するもので、ブレザーを着用しない状態で着用しない。

イ 手袋、マフラー、ネックウォーマー、ニット帽、耳当ては登下校に限り着用を認め、屋内では着用しない。

ウ ストッキング、タイツ

色は、黒・紺・ベージュの無地のみとする。

エ 膝掛けについて

教科担任の許可を得て、着座した状態でのみ使用することができる。腰巻きやショールのような使い方をしない。

※ 防寒具について、不適切な使用を見つけた場合は、預かり指導とする。

(5) 通学靴について

機能を重視し、学習道具等が入る通学に適した靴を携行する。

(6) 身だしなみ指導について

<指導の趣旨>

本校生徒の進路は半数以上が就職希望者で、残りの多くが推薦による進学希望者である。いずれも面接試験を伴い、普段の生活状況が審査される。そのため、進路をより豊かに、より輝かしいものとするため、日常的に指導を行う。

(7) その他

ア やむを得ない理由で異装が必要な場合は、担任と相談し、生徒指導部の許可を得る。

イ マニキュア、化粧、ファンデーション、色付きリップクリーム、指輪、ピアス、ネックレス、カラーコンタクト等の**化粧や装飾の類は一切禁止する。**

2 校内生活

(1) 校内生活について

- ア 挨拶を奨励し、規律ある生活態度でのぞみ、風紀・秩序を乱さない。
- イ 在校時は、許可なく訪問者とは面会できない。（訪問者は、事務で来校手続きをする）
- ウ 在校時間内は校外への外出を禁止する。必要があるときは担任の許可を得る。
- エ 施設・設備等の公共物は、監督者の指導に従い使用する。また、破損・紛失はただちに届ける。
- オ ロッカー・靴箱は、年度始めに定められた使用区分に従い適切に使用する。また、各自で鍵を準備してもよい。

(2) 一般生活区域のルールについて

- ア 不用意に他のクラスや他学年のフロアー、他学科の区域に入らない。
- イ 立ち入り禁止区域に許可なく入らない。

(3) 上履き禁止区域について

- ア 通行禁止区域
 - イ 雨天時の体育館北側（中央駐車場）
 - ウ 教室棟（第2棟）の南側駐車場
 - エ グラウンド
 - オ 屋根のない通路。ただし中庭を除く。
- ※ 屋外では、原則上履きの使用を禁止する。

(4) スマートフォン等（携帯電話含む）の使用について

- ア 昼放課を除く、朝礼から終礼の間は使用を禁止する。歩きながらの使用も禁止する。
- イ 授業中や考査中は電源を切り、鞆にしまう。使用が発覚した場合は、預かり指導や特別指導等の対象となる。
- ウ 補充や補習などの先生に指導を受けている時も授業中の規定に準ずる。
- エ 校内では写真撮影や録画、録音等のためにカメラ・マイク等の使用を禁止する。
- オ 不適切な使用を確認した場合やインターネットへの無許可投稿が発覚した場合は、預かり指導や特別指導等の対象となる。

(5) 所持品および貴重品について

- ア 生徒手帳は常時携帯する。
- イ ゲーム機・菓子・ガムなどの不要な物及び必要以外の金銭は持参しない。
- ウ 貴重品は、必ず身に付けて管理するか、担任に預けるなどする。
- エ 所持品には記名する。
- オ 物品の販売を所管する分掌は以下のとおりとする。

物品名	担当	場所
教科書	教務部	職員室
生徒手帳 校章 ボタン	生徒指導部	職員室

3 遅刻防止指導

(1) 遅刻した時の手続きについて

ア 8時45分までに教室に入室できなかった生徒は、職員室の生徒指導部にあるクラス別ボックスから自分の「遅刻カード・入室許可証」を取り出し、必要事項を記入し、生徒指導部で確認印をもらう。

イ 生徒指導部に先生が不在の場合は、職員室の先生が代行する。

ウ 遅刻カードを持って教室へ行き、教科担任の先生の許可を得て、授業を受ける。

※ 入室が放課の場合は、次の時限の教科担任の許可を受ける。

(2) その他

ア 遅刻カードは、終礼後に、担任が生徒指導部のクラス別ボックスに返却する。

イ 遅刻のカウントは、年度ごととし、1年間の累計とする。

ウ 特別な理由（通院など）の場合は、生徒指導部による遅刻指導のカウントから除外する。
（通院の場合：通院したことがわかる領収書、薬袋など証明できるものを掲示する。）

4 早退指導

(1) 体調不良等で早退を希望する場合、担任へ連絡するとともに必ず養護教諭の指示を仰ぐ。

(2) 早退する時は、早退連絡票（保健室又は職員室に配置）に必要な事項を記入し、控えを学校に提出してから下校する。

(3) 帰宅したら、すみやかに学校へ「無事帰宅した」旨の電話連絡をする。

5 アルバイトの許可

アルバイトを行う際は、許可が必要となる。注意事項は以下の通りです。

(1) 深夜徘徊となる時刻に帰宅することは禁止します。

※22時にはアルバイトを終了し、23時までに帰宅すること。

(2) 許可を受けたアルバイト先を変更、やめた場合は速やかに生徒指導部へ連絡をすること。

(3) 以下の業務については禁止とします。

ア 青少年保護育成条例及び労働基準法において禁止されている業務

イ 本校が禁止とする業務

・酒類を主として提供する飲食店（居酒屋など）における業務・客引きの業務 ・派遣アルバイト

(4) 以下のケースにおいてはアルバイト許可の一時停止、取り消しの場合があります。

・成績不振科目が発生した場合

・アルバイト先の変更を生徒指導部に伝えなかった場合。

・学校生活（業後の活動も含む）に支障が出ていると判断される場合

(5) 禁止されているアルバイトを行った場合は特別指導や学校の進退にも影響します。

(6) 申請できる条件

- ・1～5の注意事項を守り、学校生活に支障をきたさないことを約束できること
- ・成績不振科目がないこと
- ・必ず保護者の同意のもと、保護者から担任に申し出ること
- ・一年生のアルバイト開始は、一学期終業式後とする

6 交通安全指導

登下校時は、通学マナーや公共交通機関利用時のエチケットに留意して、地域からも愛され、信頼される高校生であるように心掛ける。

(1) 通学について

ア 通学は、徒歩、自転車および電車・バスの交通機関とする。自動車やオートバイ等による通学は禁止する。

イ 自転車で通学する場合は、特に次の8カ条を守る。

自転車注意事項8カ条

- ・飛び出さない。
- ・傘さし運転をしない。
- ・二人乗りをしない。
- ・左側通行をする。
- ・並進運転をしない。
- ・無灯火運転をしない。
- ・イヤホンをして運転をしない。
- ・スマートフォン（携帯電話等）を使用しながら運転をしない。

ウ 自転車は指定の場所に整理駐車をし、2重ロックをすること。

エ 通学方法は年度始めに決定し、原則として一年間変更しない。やむを得ず変更する場合は担任に申し出る。

オ 保護者に送迎してもらう場合は、校内への車両の乗り入れを原則禁止する。

（校門付近や愛蔵坂での他の生徒との事故等の防止のため）

(2) 自転車通学の条件と申請について

ア 学校から自宅までが2km以上あること。

イ 自転車安全整備店において、整備・点検を受けていること。自転車賠償責任保険に加入していること。（実施確認できる書類を提出：TSマークなどのシールでも可）

ウ 「自転車通学許可願」を提出する。

エ 自転車点検に合格する。

※ ア～エの確認と手続きが終了した生徒は、自転車通学を許可する。なお、許可された自転車には、自転車通学許可シールを車体に直接貼る。

※ 本校では、「ヘルメット着用努力義務」の条例を受け、乗車時の着用を推奨している。

(3) 自転車通学の取消しの手続きについて

ア 担任及び生徒指導部に申し出る。

イ 生徒指導部が目隠しシールを貼付する。

(4) 尾張瀬戸駅からの通学路

銀行からアピタ瀬戸店側の歩道は幅が狭く危険なので通らない。必ず、あさいクリニック側の歩道を利用すること。

(5) 交通事故に遭遇した場合について 合い言葉は「身の安全確保」と「連絡」

ア 負傷者の保護

被害・加害に関わらず、負傷者の安全を確保する。また救急車の要請を依頼する。

イ 大人に連絡

その場で警察や学校、保護者に連絡する。

ウ 相手を確認

免許証を確認して、相手の名前と住所、電話番号等の連絡先をメモする。

エ 保険の手続き

自転車保険に加入している場合は、保険会社に連絡する。

※車や人などにぶつかると、恥ずかしさから「大丈夫です。」「どこも怪我していません。」と言いがちです。また、その場からすぐに離れたい衝動にかられますが、後で後悔するのは自分です。

また、相手の身元等を確認しないと、警察で「交通事故証明」がとれず、保険金がでない可能性があります。

(6) 自動車やオートバイの運転等について

ア 本校では、四ない運動を徹底しています。

四ない運動

オートバイ（自動車）について

- ・免許は取らない。
- ・買わない。
- ・乗らない。
- ・乗せてもらわない。

イ 在学中の自動車やオートバイ（原付・自動二輪）の免許取得および運転を禁止する。第三学年就職希望者に限り、許可を得ることにより、指定期日から自動車学校への通学を認める。

ウ 許可を受けずに自動車やオートバイの運転免許の取得が判明した場合は、特別指導の対象とし、卒業時までその運転免許証を学校で保管する。〔注〕小型特殊船舶も含む。

エ オートバイおよび親族以外が運転する自動車への同乗は禁止する。

オ 事故や交通違反を起こしたら、軽重に関わらず、すみやかに学校にも届ける。事故や交通違反は、直接生命に係る重大な事案なので厳しく指導する。

7 自動車学校入校規定

(1) 通学許可について

ア 第三学年で自動車学校に入校を希望する者は、所定の用紙「誓約書及び自動車学校入校 願」にて担任に届け出る。

イ 教習開始は、原則として第三学年の第2学期愛窯祭後とし、運転免許証の取得は、卒業式の翌日以降とする。

ウ 自動車学校への無断入校や学校の指示に従わない場合は、特別指導の対象となる。

(2) 通学の時間帯について

ア 学業優先で、学習・学科行事・学校行事等に支障のない時間帯とする。

イ 学校を欠席・遅刻・早退して、自動車学校の教習を受けることは禁止する。

(3) 教習の禁止日について

ア 定期考査期間中とその1週間前

イ 学校行事日

ウ 学校が必要に応じ禁止した日

(4) 自動車学校の教習停止について

ア 補充テスト及び追認考査対象者は、これらが終了するまで教習停止とする。

イ 特別指導中は教習停止とする。

8 校外生活

常に本校生徒として誇りと品位をもって行動する。

- (1) 登下校時、不必要に商業施設に立ち寄らない。用事がある場合は、すみやかに済ませる。
- (2) 危険な場所や不健全な場所への出入りはしない。
- (3) 夜間（23時以降）外出や外泊は禁止とし、深夜徘徊で補導されることがないように22時ごろまでには帰宅する。

9 旅行

- (1) 保護者が同伴しない旅行は、保護者同意のうえで、「旅行届」に所定事項を記入し、担任に提出する。旅行を計画する際は、旅行内容、同伴者、日程等確かめて、保護者に確認してもらう。
- (2) 長期休業中の家族旅行については、学校行事にかからないように計画する。「学割」が必要な場合は、原則、1週間前までには申し出る。提出時期によって対応できないことがあるので早めに申請をする。

10 校則の見直しについて

校則の見直しは、学校側が中心となって、生徒、PTA理事、学校評議員に対して、現行の校則に関して時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取し、会議を経て決定していく。